

様似町職員の給与・定員管理並びに人事行政運営等の状況について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (21年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 20年度の人件費率
21年度	人 5,248	千円 4,384,425	千円 43,852	千円 914,714	% 20.9	% 25.1

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
21年度	人 107	千円 409,933	千円 50,038	千円 135,525	千円 595,496	千円 5,565	千円 5,830

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
2 職員数は、平成21年4月1日現在の人数です。

(3) 特記事項 町独自削減

次のとおり給与等の抑制措置を実施しています。

①一般職員

年度区分	抑制措置内容
22年度	6月期末勤勉手当 役職加算措置の凍結（一律0%）の上、給料月額に応じ2.5%から6.9%を手当から減額 12月期末勤勉手当 役職加算措置の一部凍結（15%支給対象者10%、10%支給対象者5%を凍結）
21年度	期末・勤勉手当 役職加算措置の凍結（一律0%）の上、給料月額に応じ10%から15%を手当から減額 ※ 人事院勧告による期末・勤勉手当の支給月数を4.5カ月から4.15カ月にする改定効果額よりも独自削減額の方が大きいことから、支給月数の改定は行わず。
20年度	期末・勤勉手当 役職加算措置の凍結（一律0%）の上、給料月額に応じ13%から16%を手当から減額
19年度	期末・勤勉手当 役職加算措置の凍結（一律0%）の上、給料月額に応じ13%から16%を手当から減額
18年度	給料月額 1.2%減額 期末・勤勉手当 役職加算措置の凍結（一律0%）の上、職務の級に応じ10%から13%を手当から減額
17年度	給料月額 1.5%減額 期末・勤勉手当 役職加算措置の凍結（一律0%）の上、職務の級に応じ10%から13%を手当から減額
16年度	期末・勤勉手当 役職に応じ10%から4%を手当から減額
15年度	期末・勤勉手当 役職に応じ10%から4%を手当から減額

②特別職

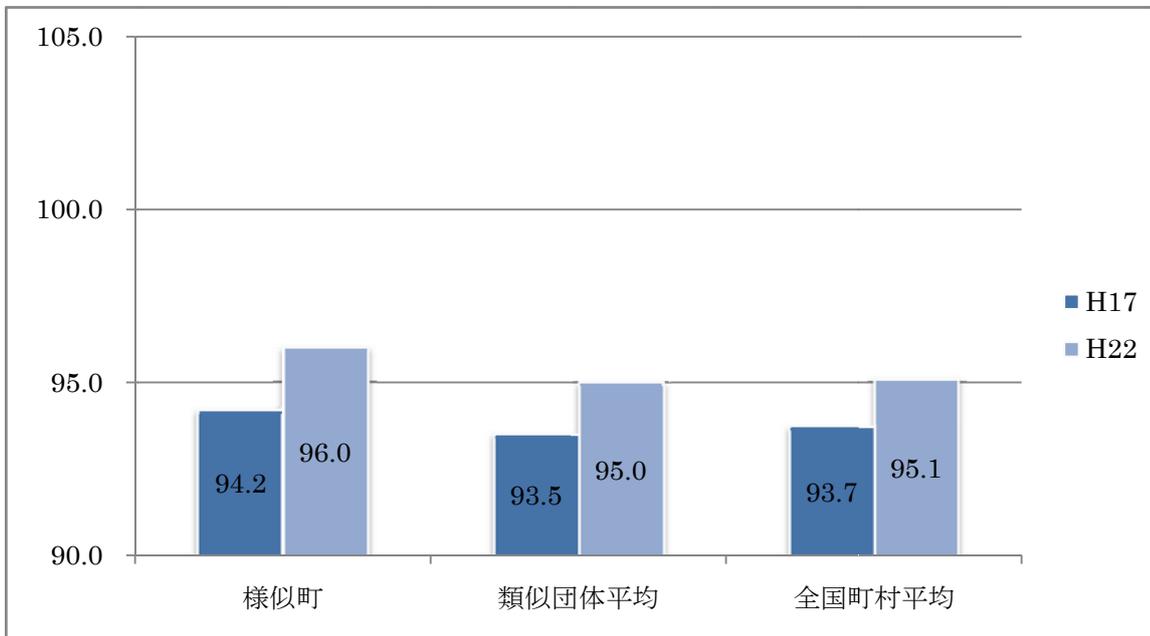
年度区分	抑制措置内容
22年度	給料月額 町長20%減額、副町長・教育長15%減額 6月期末手当 役職加算の凍結（15%→0%）、削減後の給料月額で算定 12月期末手当 役職加算の凍結（15%→10%）、削減後の給料月額で算定
21年度	給料月額 町長20%減額、副町長・教育長15%減額 期末手当 役職加算の凍結（15%→0%）、削減後の給料月額で算定
20年度	給料月額 町長20%減額、副町長・教育長15%減額 期末手当 役職加算の凍結（15%→0%）、削減後の給料月額で算定

19年度	給料月額 町長 20%減額、副町長・教育長 15%減額 期末手当 役職加算の凍結 (15%→0%)、削減後の給料月額で算定
18年度	給料月額 町長 20%減額、副町長・教育長 15%減額 期末手当 役職加算の凍結 (15%→0%)、減額後の給料月額で算定
17年度	給料月額 町長 20%減、副町長・教育長 15%減 期末手当 役職加算の凍結 (15%→0%)、減額後の給料月額で算定
16年度	期末手当 町長 30%減額、助役・収入役・教育長 20%減額
15年度	期末手当 町長 30%減額、助役・収入役・教育長 20%減額
14年度	期末手当 12月分 町長 30%減額、助役・収入役・教育長 20%減額

③議会議員

年度区分	抑 制 措 置 内 容
22年度	期末手当の凍結 6月支給 1.6月分・12月支給 1.75月分を6月及び12月の支給を零月としました。
21年度	期末手当の凍結 6月支給 1.6月分・12月支給 1.75月分を6月及び12月の支給を零月としました。
20年度	期末手当の凍結 6月支給 1.6月分・12月支給 1.75月分を6月及び12月の支給を零月としました。
19年度	期末手当の凍結 6月支給 1.6月分・12月支給 1.75月分を6月及び12月の支給を零月としました。
18年度	期末手当の凍結 6月支給 1.6月分・12月支給 1.75月分を6月及び12月の支給を零月としました。
17年度	期末手当の凍結 6月支給 1.6月分・12月支給 1.75月分を6月及び12月の支給を零月としました。
16年度	期末手当の減額 6月支給 1.6月分・12月支給 1.7月分を6月支給 0.4月・12月支給 0.6月としました。
15年度	期末手当の凍結 6月支給 1.6月分・12月支給 1.7月分を6月支給 0.4月・12月支給 0.6月としました。

(4) ラスパイレス指数の状況 (各年4月1日現在)



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

2 一般行政職給料表の状況（平成 22 年 4 月 1 日現在）

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1 号給の給料月額	135,600 円	185,800 円	222,900 円	261,900 円	289,200 円	320,600 円
最高号給の給料月額	243,700 円	309,400 円	356,600 円	390,500 円	403,000 円	425,100 円

（注）給料月額は、給与抑制措置を行う前のものである。

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成 22 年 4 月 1 日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
様似町	44.2 歳	335,400 円	368,245 円	371,690 円
北海道	44.9 歳	328,099 円	396,514 円	375,024 円
国	41.9 歳	325,579 円	—	395,666 円
類似団体	43.6 歳	324,568 円	366,042 円	355,334 円

②技能労務職

区 分	公務員					民間			参考 A / B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
様似町	58.9 歳	4 人	342,800 円	362,075 円	368,292 円	—	—	—	—
北海道	48.3 歳	539 人	316,186 円	350,422 円	347,447 円	—	—	—	—
国	49.3 歳	3,955 人	284,514 円	—	322,291 円	—	—	—	—
類似団体	49.9 歳	6 人	302,122 円	324,150 円	318,866 円	—	—	—	—
区分	参考								
	年収ベース(試算値)の比較								
	公務員(C)	民間(D)	C / D						
様似町	5,695,800 円	—	—						

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されるデータを使用しています。（平成 18 年～平成 20 年の 3 年間の平均）

※技能労務職員の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を 12 倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

(注)1「平均給料月額」とは、平成 22 年 4 月 1 日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したもので、地方公務員実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

(2) 職員の初任給の状況（平成 22 年 4 月 1 日現在）

区 分		様似町	北海道	国
一般行政職	大学卒	172,200 円	172,200 円	172,200 円
	高校卒	140,100 円	140,100 円	140,100 円
技能労務職	高校卒	140,100 円	140,100 円	—

※北海道の数値は、減額前の数値を使用しています。

(3) 職員の経験年齢別・学歴別平均給料月額状況（平成22年4月1日現在）

区分		経験年数 10年以上15年未満	経験年数 15年以上20年未満	経験年数 20年以上25年未満
一般行政職	大学卒	290,100円	318,933円	342,083円
	高校卒	262,000円	280,650円	320,043円
技能労務職	高校卒	—円	—円	—円

(注) 技能労務職については、対象となる経験年数の職員がいないため記載しておりません。

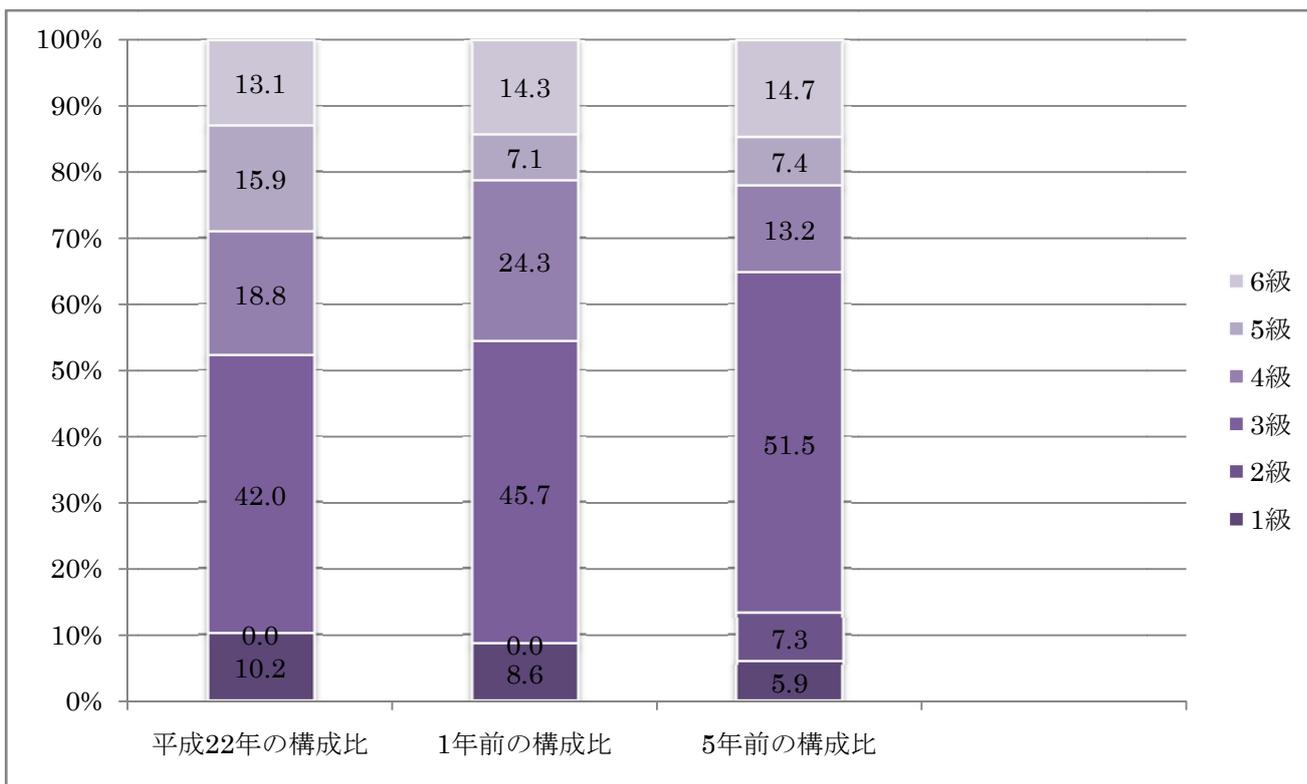
4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成22年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
6級	課長、参事、局長、管理者	9人	13.1%
5級	課長、参事、局長、管理者、課長補佐、主幹	11人	15.9%
4級	課長補佐、主幹、係長、主査	13人	18.8%
3級	係長、主査	29人	42.0%
2級	主査、主事	0人	0.0%
1級	主事、主事補	7人	10.2%

(注) 1 様似町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更しています。（旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合）

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

職員の昇給は一律に標準の昇給としております。ただし、懲戒処分により処分を受けた者については、昇給の抑制を行っております。

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

様似町	北海道	国
1人当たり平均支給額 (21年度) 1,278千円	1人当たり平均支給額 (21年度) 1,669千円	—
(21年度支給割合) 期末手当 2.75月分 勤勉手当 1.40月分 (—)月分 (—)月分	(21年度支給割合) 期末手当 2.75月分 勤勉手当 1.40月分 (1.50)月分 (0.70)月分	(21年度支給割合) 期末手当 2.75月分 勤勉手当 1.40月分 (1.50)月分 (0.70)月分
(加算措置の状況) 職務上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15% ※平成21年度は、役職加算の凍結を実施	(加算措置の状況) 職務上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職段階別加算 5～20% ・管理職加算 10～25% ※平成20年6月～平成23年12月までは 手当基礎額から役職段階別加算額の3分の1を減額(平成21年12月期については管理職員のみ実施)	(加算措置の状況) 職務上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職段階別加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

一律で支給しています。

(2) 退職手当(平成22年4月1日現在)

様似町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分	勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置	なし(退職時特別昇給)	なし	その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)	
1人当たり平均支給額	4,946千円	20,462千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、自己都合は人数が少ないことから19～21年度に自己都合で退職した職員の平均額、定年は21年度に退職した職員の平均額です。

(3) 地域手当(平成22年4月1日現在) ※様似町では地域手当は該当ありません。

支給実績			—
支給職員1人当たり平均支給年額(20年度決算)			—
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
東京都特別区(1級地)	18%	— 人	18%
大阪市等(2級地)	15%	— 人	15%
横浜市等(3級地)	12%	— 人	12%
千葉市等(4級地)	10%	— 人	10%
仙台市等(5級地)	6%	— 人	6%
札幌市等(6級地)	3%	— 人	3%

(4) 特殊勤務手当（平成 22 年 4 月 1 日現在）

支給実績(21 年度決算)		30 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額(21 年度決算)		30,000 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(21 年度決算)		0.92%	
手当の種類(手当数)		4	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
感染症防疫作業手当	感染症等の処理作業に従事したとき	感染症が発生し、又は発生するおそれのある区域において、感染症の患者若しくは感染症の疑いのある者の救護又は感染症の病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理に従事したとき	1 日 10,000 円
野犬等掃とう作業手当	野犬及び畜犬等の殺処分に従事したとき	野犬及び畜犬の殺処分又は有害虫(蜂)の駆除作業に従事したとき	1 日 2,000 円
死体処理及び火葬作業手当	死体の処理作業又は火葬作業に従事したとき	行旅死亡人その他死体の処理作業に従事したとき、又は火葬作業に従事したとき	死体 1 件 10,000 円
			火葬 1 件 5,000 円
その他の特殊作業手当	特殊と認められた作業に従事したとき	町長において特殊と認められた作業に従事したとき	1 日 500 円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(21 年度決算)	9,799 千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額(21 年度決算)	174,982 円
支給実績(20 年度決算)	4,461 千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額(20 年度決算)	81,109 円

(6) その他の手当(平成 22 年 4 月 1 日現在)

手当等	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(21 年度決算)	支給職員 1 人当たり平均支給年額(21 年度決算)
扶養手当	扶養親族を有する職員に支給 ・配偶者 13,000 円 ・配偶者以外 各 6,500 円 ・子で 16 歳～22 歳まで 加算 5,000 円	同	—	13,066 千円	237,564 円
住居手当	借家(借間含む。)及び自宅に居住する職員に支給 ・借家等(12,000 円を超える場合)家賃に応じ 27,000 円を上限に支給 ・持家 13,000 円	一部異	持家支給額 新築等から 5 年間 2,500 円	8,131 千円	156,365 円
通勤手当	通勤距離が片道 2 km 以上である職員に支給 ・交通機関利用者 運賃(定期券等)の額により 55,000 円を限度に支給 ・自家用車等利用者 通勤距離に応じ 3,800 円～9,500 円の範囲内で支給	一部異	自家用車等利用者支給額 2,000 円～24,500 円	1,150 千円	52,273 円
管理職手当	管理又は監督する職員に支給 ・給料月額に役職に応じた率を乗じた額を支給 課長等 6.0%・課長補佐 5.4%・主幹 4.8%	異	役職に応じ定額にて支給	6,468 千円	239,556 円
寒冷地手当	11 月から翌年 3 月までの各月に在職する職員に支給 ・世帯等の区分に応じた額 世帯主で扶養親族 3 人以上 25,060 円 世帯主で扶養親族 1 人から 2 人 23,360 円 世帯主で扶養親族なし 13,060 円 その他の職員 8,800 円	同	—	8,939 千円	89,390 円

6 特別職の報酬等の状況(平成 22 年 4 月 1 日現在)

区 分		給料月額等		
給 料	町長	619,200 円 (774,000 円)	(参考)類似団体における最高/最低額 820,000 円 / 364,500 円	
	副町長	554,200 円 (652,000 円)	673,000 円 / 365,000 円	
	教育長	516,800 円 (608,000 円)	— / —	
報 酬	議長	280,000 円	364,000 円 / 220,000 円	
	副議長	220,000 円	285,000 円 / 168,100 円	
	委員長	210,000 円	— / —	
	議員	200,000 円	263,000 円 / 135,800 円	
期 末 手 当 等	町長 副町長 教育長	(22 年度支給割合) 3.95 月分 役職加算 15% (22 年度は、6 月期 15%を完全凍結、12 月期 15%⇒5%とし て一部凍結)		
	議長 副議長 委員長 議員	(22 年度支給割合) 3.35 月分 (22 年度は支給停止(支給月数 0 月分))		
退 職 手 当	町長	(算定方法)	(1 期の手当額)	(支給時期)
	副町長	給料月額×勤続年数(年)×531.3/100	16,449 千円	任期毎
	教育長	給料月額×勤続年数(年)×335.5/100	8,750 千円	任期毎
		給料月額×勤続年数(年)×293.7/100	7,143 千円	任期毎
	備考			

(注) 1 給料の()内は、減額措置を行う前の金額です。

2 退職手当の「1 期の手当額」は、4 月 1 日現在の給料月額及び支給率に基づき、1 期(4 年=48 月)勤めた場合における退職手当の見込み額です。

3 退職手当の算定方式の給料月額は、削減前の金額です。

7 職員数の状況

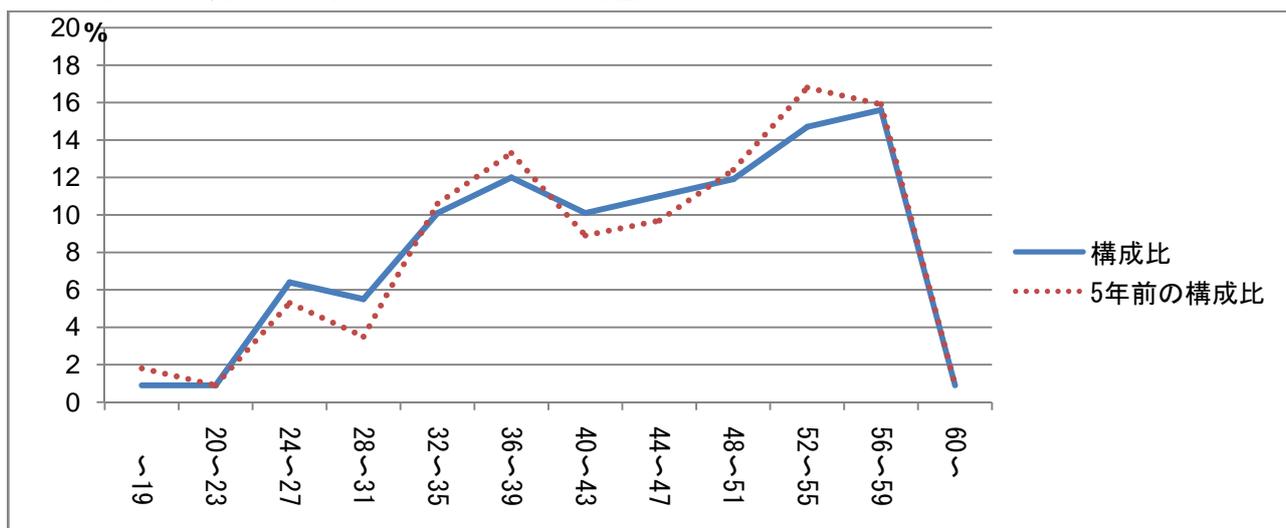
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由	
		平成22年	平成21年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	2人	2人	0人	
		総務	19人	19人	0人	
		税務	6人	7人	△1人	日高管内地方税滞納整理機構派遣終了による減
		労働	人	人	人	
		農林水産	8人	8人	0人	
		商工	4人	2人	2人	新規施策の実施に伴う増
		土木	8人	9人	△1人	派遣期間満了に伴う減
		民生	17人	22人	△5人	認定子ども園移行に伴う保育所から幼稚園への 人員配置変更による減 人員配置見直しによる減
		衛生	12人	12人	0人	
		計	76人	81人	△5人	<参考> 人口1万人当たり職員数 144.82人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 118.88人)
		教育部門	22人	21人	1人	認定子ども園移行に伴う保育所から幼稚園への 人員配置変更による増 組織・機構改革に伴う減
	小計	98人	102人	△4人	<参考> 人口1万人当たり職員数 186.74人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 145.84人)	
公営企業	水道	5人	5人	0人		
	下水道	1人	1人	0人		
	その他	5人	5人	0人		
	小計	11人	11人	0人		
合計		109人	113人	△4人	<参考> 人口1万人当たり職員数 207.70人	
		[116]	[116]	[0]		

[]内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況(平成22年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳~23歳	24歳~27歳	28歳~31歳	32歳~35歳	36歳~39歳	40歳~43歳	44歳~47歳	48歳~51歳	52歳~55歳	56歳~59歳	60歳以上	計
職員数	1人	1人	7人	6人	11人	13人	11人	12人	13人	16人	17人	1人	109人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	過去5年間の増減数(率)
一般行政	82	79	80	81	81	76	△6(△7.3%)
教育	23	24	24	22	21	22	△1(△4.3%)
警察							(%)
消防							(%)
普通会計	105	103	104	103	102	98	△7(△6.7%)
公営企業等会計	12	12	12	12	11	11	△1(△8.3%)
総合計	117	115	116	115	113	109	△8(△6.8%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

8 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 20年度の総費用に占める 職員給与費比率
21年度	122,153千円	8,166千円	42,042千円	34.4%	31.5%

(注) 総費用、純損益又は実質収支及び職員給与費は、「地方公営企業決算状況調査」によります。

区分	職員数 A	給与費				1人当たり 給与費B/A	(参考)水道事業団体 平均一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
21年度	5人	21,443千円	1,791千円	6,972千円	30,206千円	6,041千円	6,567千円

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。

2 職員数は、平成21年4月1日現在の人数です。

イ 特記事項

一般職と同様に給与抑制措置を実施しています。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成22年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
様似町	53.0歳	406,839円	555,065円
団体平均	45.6歳	366,719円	546,495円

(注) 1 基本給には、扶養手当を含みます。

2 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末・勤勉手当

様似町	団体平均
1人当たり平均支給額(21年度) 1,546千円	1人当たり平均支給額(21年度) 1,609千円
(20年度支給割合) 一般職員と同じ(支給額減額)	
(加算措置の状況) 一般職員と同じ(役職加算凍結)	

イ 退職手当

様似町	団体平均
(支給率) 一般職員と同じ 自己都合 勸奨・定年	
1人当たり 平均支給額	1人当たり 15,624千円 平均支給額

ウ 地域手当（平成22年4月1日現在） ※様似町では地域手当は該当ありません。

支給実績		—	
支給職員1人当たり平均支給年額(20年度決算)		—	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
東京都特別区(1級地)	18%	— 人	18%
大阪市等(2級地)	15%	— 人	15%
横浜市等(3級地)	12%	— 人	12%
千葉市等(4級地)	10%	— 人	10%
仙台市等(5級地)	6%	— 人	6%
札幌市等(6級地)	3%	— 人	3%

エ 特殊勤務手当(平成22年4月1日現在)

水道事業の職員に支給される特殊勤務手当はありません。

オ 時間外勤務手当

支給実績(21年度決算)	91千円
支給職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)	45,318円
支給実績(20年度決算)	78千円
支給職員1人当たり平均支給年額(20年度決算)	38,798円

カ その他の手当(平成22年4月1日現在)

手当等	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (21年度決算)	支給職員1人当 り平均支給年額 (21年度決算)
扶養手当	一般行政職と同じ	同	—	486千円	243,000円
住居手当	一般行政職と同じ	同	—	169千円	169,000円
通勤手当	一般行政職と同じ	同	—	61千円	61,000円
管理職手当	一般行政職と同じ	同	—	602千円	200,667円
寒冷地手当	一般行政職と同じ	同	—	364千円	72,800円

9 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の任免の状況

①新規採用者

業種	22年度
保健師	一人
一般職	2人

②退職者(平成21年度 一般職)

定年退職	勸奨退職	普通退職	分限退職	懲戒退職	失職	死亡退職	合計
5人		1人					6人

(2) 職員数の状況 →7(1)を参照

10 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間

1週間の勤務時間	1日の勤務時間	勤務時間の割振り			週休日
		始業	終業	休憩時間	
38時間45分	7時間45分	午前8時45分	午後5時30分	午後0時～午後1時	土、日曜日

(2) 休暇等

区分	取得条件	期間
年次有給休暇	特になし	1年のうち20日 20日を限度に翌年に繰り越すことができる
病気休暇	負傷又は疾病のため療養の必要があるとき	必要と認められる期間(一定期間後給料減額)
特別休暇 (主なもの)	選挙権その他公民権行使のため必要があるとき	必要と認められる期間
	骨髄移植のドナーとなる時	必要と認められる期間
	結婚する場合	連続する5日の範囲内の期間
	出産する場合	出産予定日の8週間前から出産後8週間を経過する日まで
	職員が生後1年に達しない子を育てる場合	1日2回それぞれ60分以内
	小学校就学前の子を看護する必要があるとき	1年に5日以内
	妻の出産に伴い勤務しないことが相当であるとき 1. 入院等の付き添いをするとき 2. 出産に係る子又は小学校就学前の子を養育するため勤務しないことが相当であるとき	1. 出産に係る入院等の日から、出産から2週間を経過する日までの期間のうち3日の範囲内の期間 2. 出産の前後8週間の期間内における5日の範囲内の期間
	職員の親族が死亡した場合	(主なもの) 配偶者 10日、父母・子 7日、祖父母 3日、兄弟姉妹 3日
	父母、配偶者又は子を追悼する場合	死後15年以内の祭事に限り、1日
	夏季休暇	7月から9月までの期間内の連続する3日以内
災害等により住居が滅失又は損壊した場合	連続する7日の範囲内の期間	
無償で社会奉仕活動をする場合	1年に5日以内	
介護休暇	配偶者、父母、子、配偶者の父母等で負傷、疾病又は老齢により2週間以上にわたり、日常生活を営むに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められるとき	連続する6月の期間内において必要と認められる期間(休暇期間中は無給)

11 職員の分限及び懲戒処分(平成 21 年度)

区分		処分者数	該当事項
分限 処分	降任	0 人	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務成績が良くない。 ・心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合 ・必要な適格性を欠く。 ・職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合
	免職	0 人	
	休職	0 人	
懲戒 処分	免職	0 人	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公務員若しくは同法第 57 条に規定する特例を定めた法律又は、これに基づく条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の期間に定める規程に違反した場合 ・職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合 ・全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合
	停職	0 人	
	減給	0 人	
	戒告	0 人	

12 職員の服務の状況(平成 21 年度)

すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければなりません。(地方公務員法第 30 条)

上記の他、地方公務員法において次のような義務や制限が課せられております。

区 分	内 容	違反者数
命令に従う義務 (地方公務員法第 32 条)	職員は、その職務を遂行するに当って、法令等に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。	0 人
信用失墜行為の禁止 (地方公務員法第 33 条)	職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。	0 人
秘密を守る義務 (地方公務員法第 34 条)	職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。	0 人
職務に専念する義務 (地方公務員法第 35 条)	職員は、勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職務遂行のために用い、町がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。	0 人
政治的行為の制限 (地方公務員法第 36 条)	職員は、政治的活動に関与してはならない。	0 人
争議行為等の禁止 (地方公務員法第 37 条)	職員は、ストライキ等をしてはならない。	0 人
営利企業等の従事制限 (地方公務員法第 38 条)	職員は、許可を受けなければ、営利を目的とする会社その他の団体の役員等を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。	0 人

13 職員の研修及び勤務成績の評定(平成 21 年度)

(1) 職員研修

研 修 名	参加人数
子どもの生活と遊び研修会	3 人
保育創造セミナー	2 人
税務事務(基礎)研修	1 人
胆振・日高地区法務応用研修	1 人
自治体の戦略(介護研修)	1 人
論理的向上力説明研修	2 人
メンタルヘルスを考えるコーチング他	1 人
鳥獣被害防止総合対策事業研修	1 人

(注) 上記は自主研修計画に基づき参加した研修会等で、このほか各係の担当業務に係る研修会等へも参加しております。

(2) 勤務成績の評定

様似町は、人事考課等の勤務成績の評定は行っておりません。

14 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の福利厚生

北海道市町村職員共済組合(共済組合)は地方公務員制度の一環として地方公務員共済組合法に基づいて運営されております。また、(財)北海道市町村職員福祉協会(福祉協会)は共済組合事業を補完する組織として設立運営されております。

北海道内の市町村(一部市を除く。)等の職員は法律に基づき、共済組合の組合員となり、また、同時に福祉協会の会員となっております。

共済組合及び福祉協会は、組合員及び会員と家族の生活の安定と福祉の向上、増進のため次のような事業を行っております。

区分	事業	事業内容
共済組合	短期給付事業	組合員と家族が病気やけが、出産、死亡、休業、災害などで突発的な出費が必要となったときに、目的に応じて適切な給付を行う事業です。 ・保健給付⇒療養(各種療養費等)、出産費、埋葬料の給付 ・休業給付⇒傷病、出産、休業(病気、育児、介護)手当金の支給 ・災害給付⇒弔慰金、災害見舞金の支給
	長期給付事業	組合員の退職共済年金等を給付する事業です。 ・退職給付⇒退職共済年金、特例による退職共済年金給付 ・障害給付⇒障害共済年金、障害一時金給付 ・遺族給付⇒遺族共済年金給付
	福祉事業	組合員と家族の健康増進を図るため、住宅建設資金等の各種貸付、生活物資購入、貯金事業、予防医療充実のための各種健診事業等の実施などを行う事業です。 ・保健事業⇒各種検診、特定健診・保健指導、健康づくり等各種セミナー、宿泊施設利用助成事業等 ・積立貯金⇒積立貯金事業 ・貸付事業⇒住宅、災害、普通・特別(出産、医療、入学、修学、結婚、葬祭等)貸付 ・物資事業⇒各種物資(家電、家具、自動車等)購入資金貸付
	宿泊事業	宿泊施設の運営などを行う事業です。 ホテルポールスター札幌の利用助成
福祉協会	福利厚生事業	・保健事業⇒保健体育奨励助成、総合健診事後指導支援助成 ・研修事業⇒退職者セミナー、衛生管理者受講、保健関係各種研修会等参加助成 自己啓発・ボランティア活動支援助成 ・給付事業⇒入院一時金、出産祝金、弔慰金、災害見舞金給付 ・保養事業⇒健康保持増進等のための保養施設利用助成
	医療給付事業	退職した会員等に対する医療費、死亡弔慰金等の給付事業
	貸付事業	・育英資金貸付⇒被扶養者の入学、修学に係る貸付 ・一般資金貸付⇒臨時の出費、生活資金等に係る貸付
	福祉年金事業	現職会員の退職金の運用による給付事業
	生命共済事業	死亡、医療、障害、積立年金等各種保険事業

(2) 公務災害補償制度

職員が勤務中や通勤途中において災害にあった場合には、地方公務員災害補償法による地方公務員災害補償基金により、その災害による負傷や疾病が治るまで、診察費、薬剤費など治療に要する費用が支給されます。

本町は地方公務員災害補償基金北海道支部に加入しており、公務災害に関する補償は当基金から行われます。

平成 21 年度災害件数	災害の概要
0 件	—

(3) 職員の利益の保護

職員は、給与、勤務時間その他の勤務時間に関する事、懲戒その他意に反する不利益な処分を受けた場合は、公平委員会に対し、適当な措置がとられるよう要求することや、不服を申し立てることができます。

公平委員会は、地方公務員法第 8 条に規定された人事機関で、主に次のような事務を処理することとなっております。

- (1) 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、及び必要な措置を執ること。
- (2) 職員に対する不利益な処分についての不服申立てに対する裁決又は決定をすること。
- (3) 上記の他、職員の苦情を処理すること。